

摂南法学第 53 号抜刷

February 2017.

書評

森本益之著

『刑事政策と人権 ～一刑事法学者の歩み～』

風詠社・2016

島 田 良 一

書評

森本益之著『刑事政策と人権 ～一刑事法学者の歩み～』
風詠社・2016

島田 良一

1. 本書は、刑事法について長年にわたり真摯に研究を続けてこられた著者が、これまでに公表した論考や論評、書評、講演録などをひとつにまとめあげたものである。本書の著者は、これまで、特に刑事政策の分野で多くの業績を残してこられており（本書巻末「研究業績及び略歴」参照）、その主たるものは単著『行刑の現代的展開』（成文堂・1985）としてすでに公刊されているが、本書は、主に同書所収の論考より以後の業績を収録したものである。

2. 本書は、刑事政策における諸問題に関する20の論考からなる第1部「刑事政策の諸相と人権」と、様々な視点から刑事政策について語られた論評や書評、講演録、随想からなる第2部「論評・書評・講演など」の二部構成となっている。第1部を構成する各論考は、刑事政策の基本書のために執筆されたものや大学の紀要あるいは「犯罪と非行」、「更生保護」、「刑政」といった刑事政策を主題とする書誌等に掲載されたものなど、1978年から2000年の間に執筆されたものであり、そのテーマは非常に多岐にわたっている。紙幅の都合もあり、ここでそのすべての詳細についてまで言及することはかなわないが、さしあたって大きくテーマごとに分類してみると、刑事政策の理論的背景について簡潔かつ明快に紹介した「1 刑事政策と刑事政策観の歴史の変遷」（8～21頁）や現代の刑事政策において掲げられるべき理念などについて論じた「2 現代の刑事政策の理念と今後の展望」（22～35頁）、「16 刑事政策の社会化傾向について」（269～285頁）、「19 犯罪者処遇論の軌跡と今後の展望」（315～331頁）、「20 人権擁護と刑事政策の役割」（332～352頁）、国内のみならず国際的視点から我が国の刑事政策について論じた「14 刑事政策の時代相」（230～249頁）や「18 刑事人権の国際化」（297～314頁）などといった総論的テーマから、「3 被害者のない犯罪、気づかれざる犯罪」

(36～48頁), 「4 最近の非行動向とその対策をめぐる問題」(49～72頁), 「5 犯罪被害者の人権保護」(73～88頁), 「6 覚せい剤事犯の予防と対策」(89～107頁), 「10 いわゆる有害図書規制の動向と問題点」(158～182頁), 「15 『女性の人権』の視点と刑事司法」といった各論的テーマに至るまで、長年にわたって積み重ねられてきた著者の刑事法に対する深い造詣に基づいて幅広く論じられている。また、これらの論考に加えて、「7 行刑の社会化の現代的意義」(108～119頁), 「8 刑事政策における公衆参加」(120～150頁), 「9 受刑者の社会復帰とその障害の克服」(151～157頁), 「11 受刑者の法的地位と人権」(183～203頁), 「12 犯罪者の社会復帰と資格制限」(204～222頁), 「13 施設内処遇と社会内処遇の接点」(223～229頁), 「17 現在における施設内処遇の役割」(286～296頁)といったような、著者の研究活動の中心的テーマともいえる行刑に関する論考も多く収められている。

3. このように、本書においては、刑事政策の諸問題に関する論考が網羅的に収められており、ともすれば読者によってはやや雑然とした印象を与えるかもしれない。しかしながら、本書に対するそのような評価は決して穿ったものとはいえないであろう。なぜなら、本書所収の各論考は、様々なテーマについて論ぜられているものの、まさに本書のタイトルにも表されているように、それぞれの論考の根底には必ず著者の「人権＝人間の尊重」に対する強い「思い」があり、すべての論考はその「思い」を「立脚点」にして著されているからである(本書「まえがき」参照)。

こうした著者の「人権」に対する「思い」をしてみることにする。例えば、「1 刑事政策と刑事政策観の歴史の変遷」においては、市民革命以前のアンシャンレジームの時代から現代に至るまでの刑事政策の歴史の変遷を踏まえ、国家権力の構造と刑事政策が密接な関係にあることや刑事政策の理論が個人の人権の視点を欠落させ社会の防衛という合目的性のみを追求することの危険を指摘したうえで、「今日われわれに求められている第一の課題は、やはり個人の人権を基軸にした刑事政策の構築とその具体的な政策化にあるというべきであろう。近代的刑事政策が個人の自由を出発点とし、国家刑罰権の制限として始まり、その上に立って経験科学の洗礼を受け入れていったことを改めて想起しなければならない」とされている。

このように、著者は、一人ひとりの人間が個人として尊重されることこそ

が、刑事政策というものを考え、そして実施していく上での出発点であることを強く主張する。このことは、例えば、行刑の場面であれば「行刑の社会化」という言葉で表現されることになる。一般的に行刑という場合、受刑者を刑事施設内に収容し、自由をはじめとする様々な権利・利益の制限ないし剥奪を伴うことが想起されよう。しかし、「7 行刑の社会化の現代的意義」によれば、たとえ受刑者であれ、人間である以上、人権の主体として人間の尊厳にふさわしい待遇が保障されなければならない、そのためには行刑のさまざまな側面において変革が求められることになる。著者によれば、こうした人権に根ざした行刑の変革における基本的方向性こそがまさに「社会化」という言葉で表現されることになるのである。さらに著者は、行刑における様々な場面に応じてより具体的な提言をしており、その一つの例が、「受刑者の生活水準の社会化」である。ここで著者の言う「生活水準」とは、単に、衣・食・住といった基本的な生活条件だけではなく、平日・休日における受刑者の日常生活全体を包含するものであり、それゆえ、刑務作業や教育・生活指導・余暇時間の利用など広い範囲にわたって検討対象とされるべきことになる。加えて、著者は、より重要なこととして、「プライバシーの尊重等私的生活領域における自由の拡大」も人間的生活を営むにあたって不可欠であり、その実現にあたって「開放的施設」における処遇、すなわち開放処遇の可能性についても言及している。さらに、開放処遇に関連していえば、「行刑の社会化」は、こうした生活水準の向上といった点に尽きるわけではなく、面会・通信・外部通勤・外泊といったような受刑者と外部社会との交流の活発化や、さらには、行刑への公衆参加もしくは市民参加といった側面も含まれるとされる。なお、こうした点については、「8 刑事政策における公衆参加」や「16 刑事政策の社会化傾向について」においてさらに詳しく論じられている。

以上のような、刑事政策においても「人権＝人間の尊重」を重視すべきであるとする発想は、行刑の場面のみならず、「女性の人権」や「子どもの人権」あるいは「犯罪被害者の人権」といったようなかたちで本書所収の各論考に共通して表されている。しかも、この発想は、刑事政策に関する論考を収めた本書第1部のみならず、論評や講演などを収めた本書第2部においても貫かれており、本書を通底する理念となっている。そして、こうした理念こそが、本書における各論考を結びつける紐帯となり、著者のこれまでの研究成果を本書というかたちでひとつにまとめあげているといえよう。

4. ところで、本書に所収されている各論考は、「まえがき」においても触れられているように、著者の御体調の関係もあり、ほぼ執筆当時の状態で収録されている。それゆえ、最新の刑事政策の動向について触れた論考は含まれておらず、確かにこの点については残念至極と言わざるを得ない。現在の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」がかつての「監獄法」に取って代わったのは2005年から2006年にかけての頃であるが、本書第1部に所収されている各論考が執筆されたのは最も近時で2000年であり、それゆえ、本書においては「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」について直接言及した論考は含まれていない。しかしながら、ちょうど時期的に監獄法改正に関する議論が多く含まれており、そこでは、受刑者の開放の処遇や外部社会との接触・交流の促進、あるいは、刑事政策への市民参加など、現在の刑事政策における取り組みを先取りしたような主張を多く見ることができる。例えば、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」は刑事施設外処遇についての規定を定めているが（同法第87条）、こうした規定は監獄法には設けられていなかった。現在では、同規定に基づいて、受刑者が刑事施設外の民間企業において刑務作業に従事するような取り組みも行われつつあるが、こうした取り組みは、著者がこれまで論じてきた受刑者の開放処遇と同じ発想の下にあるといえよう。また、刑務所出所者の再犯率の高さが社会問題として報じられることがあるが、その大きな理由のひとつとして、受刑者が刑務所出所後、仕事に就くことができず、そのことによって経済的に困窮していることが挙げられている。こうした問題に対して、近時、一部の民間企業の事業主たちが刑務所において受刑者と面接し、出所後、その受刑者を社員として採用するといった取り組みをしたり、さらにはこのような取り組みの影響の下、法務省は、2016年11月に矯正就労支援情報センター（通称「コレワーク」）を埼玉と大阪に1か所ずつ開設し、受刑者・在院者の雇用を希望する事業主に対して、雇用情報を提供したり採用手続を支援したりするほか、各種支援制度や矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会を案内するサービスを始めたが、こうした民間企業による刑務所出所者の就労支援の取り組みもまた著者が論じていたような刑事政策への市民参加と同じ発想に基づいているといえよう。また、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」においては、行刑運営の透明性の確保や刑事施設の運営の改善向上、刑事施設と地域社会の連携などを図るため、刑事施設ごとに「刑事施設視察委員会」を設置することが規定されており、そこでは、弁護士や

医師などのほか地域住民といった外部の者が委員として参加し、刑事施設の視察や被収容者との面接などを行ったり、刑事施設の長に対して運営に関する意見を述べたりすることができるようになってきている（同法第7～10条）。かねてから著者は、行刑における市民参加の一形態として、行刑の管理運営に市民が参加することの重要性についても論じてきたが、上記「刑事施設視察委員会」の設置などもまた、こうした著者の主張と軌を一にするものであるといえよう。

このように、本書第1部に所収されている各論考は、確かに執筆当時のままかもしれないが、それは決して時代遅れのものではなく、むしろ現在の刑事政策における各種取り組みを先取りした、著者の先見の明を感じ取ることのできるものであるとともに、かつての「監獄法」が現在の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」へと移り変わっていく際における刑事政策の趨勢に関する知見を提供してくれるという点で、本書に刑事政策の研究資料としての大きな意義を与えてくれているともいえよう。

5. 最後になるが、本書の著者である森本益之博士についても少し触れておきたいと思う。これまで述べてきたように、著者は、刑事法学者とりわけ刑事政策の研究者として数多くの業績を残してこられた。同時に、著者は、法務省矯正研修所で長年にわたり講師を勤めたり、矯正関係の各種会議で講演をなされたりしてきたほか、在籍された各大学で要職を担ったり、あるいは大学退任後は弁護士としてお勤めになられるなど、多方面においてご活躍なされてきた。その一端については、本書第2部に所収されている論評や講演録などを参照されたい。著者は、本書の「まえがき」、「あとがき」にも記されているように、現在、闘病中の御身であられるという。今回、本書を上梓なされたのもそうした事情を考慮してのことであるとされるが、願わくは御快癒に向かわれ、今後も各方面においてご活躍なされることを心よりご期待申し上げる次第である。

